

令和8年度

主要施策と当初予算案の概要

～ 切れ目のない子育て支援と町民生活重視の予算 ～

愛 川 町

1 歳入歳出予算総額

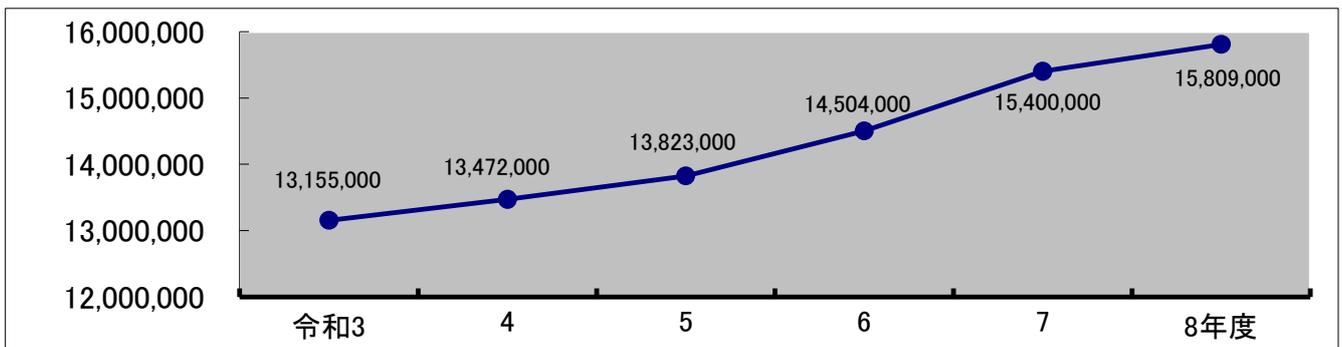
(単位:千円・%)

会 計 名		令和8年度		令和7年度		比 較	
		当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増 減 額	増減率
一 般 会 計		15,809,000	55.9	15,400,000	55.9	409,000	2.7
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	4,571,000	16.2	4,505,000	16.4	66,000	1.5
	後 期 高 齢 者 医 療	852,000	3.0	728,000	2.6	124,000	17.0
	介 護 保 険	3,800,000	13.4	3,713,000	13.5	87,000	2.3
	小 計	9,223,000	32.6	8,946,000	32.5	277,000	3.1
企 業 会 計	公 共 下 水 道 事 業	2,100,226	7.4	2,073,644	7.5	26,582	1.3
	水 道 事 業	1,162,000	4.1	1,114,000	4.1	48,000	4.3
	小 計	3,262,226	11.5	3,187,644	11.6	74,582	2.3
合 計		28,294,226	100.0	27,533,644	100.0	760,582	2.8

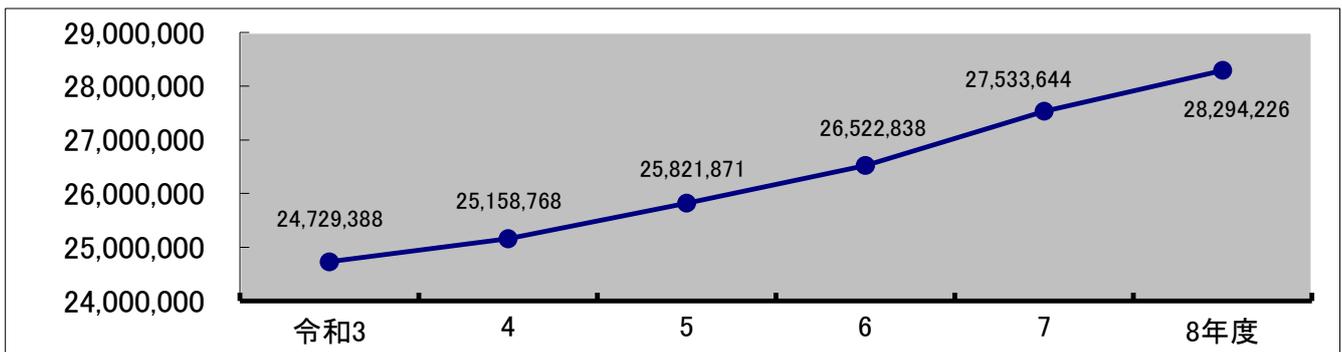
予 算 の 推 移

○一般会計

(単位:千円)



○予算総額



2 一般会計歳入歳出予算の内訳

(1) 歳 入

(単位:千円・%)

款	令和8年度		令和7年度		比 較	
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増 減 額	増減率
① 町 税	8,747,317	55.3	8,382,586	54.4	364,731	4.4
2 地 方 譲 与 税	118,000	0.7	116,500	0.8	1,500	1.3
3 利 子 割 交 付 金	9,500	0.1	2,000	0.0	7,500	375.0
4 配 当 割 交 付 金	56,000	0.4	40,000	0.3	16,000	40.0
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	75,000	0.5	43,000	0.3	32,000	74.4
6 法 人 事 業 税 交 付 金	155,000	1.0	150,000	1.0	5,000	3.3
7 地 方 消 費 税 交 付 金	1,166,000	7.4	1,062,000	6.9	104,000	9.8
8 ゴルフ場利用税交付金	42,000	0.3	38,000	0.2	4,000	10.5
9 環 境 性 能 割 交 付 金	10	0.0	36,000	0.2	△ 35,990	△ 100.0
10 地 方 特 例 交 付 金	90,600	0.6	43,400	0.3	47,200	108.8
11 地 方 交 付 税	10	0.0	10	0.0	0	0.0
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	4,500	0.0	5,000	0.0	△ 500	△ 10.0
⑬ 分 担 金 及 び 負 担 金	25,661	0.1	25,016	0.2	645	2.6
⑭ 使 用 料 及 び 手 数 料	263,905	1.7	301,839	2.0	△ 37,934	△ 12.6
15 国 庫 支 出 金	1,856,451	11.7	1,772,852	11.5	83,599	4.7
16 県 支 出 金	1,333,102	8.4	1,198,799	7.8	134,303	11.2
⑰ 財 産 収 入	9,223	0.0	3,699	0.0	5,524	149.3
⑱ 寄 附 金	152,323	1.0	157,744	1.0	△ 5,421	△ 3.4
⑲ 繰 入 金	285,783	1.8	409,337	2.7	△ 123,554	△ 30.2
⑳ 繰 越 金	250,000	1.6	250,000	1.6	0	0.0
㉑ 諸 収 入	549,515	3.5	711,518	4.6	△ 162,003	△ 22.8
22 町 債	619,100	3.9	650,700	4.2	△ 31,600	△ 4.9
歳 入 合 計	15,809,000	100.0	15,400,000	100.0	409,000	2.7
○ 自 主 財 源	10,283,727	65.0	10,241,739	66.5	41,988	0.4
依 存 財 源	5,525,273	35.0	5,158,261	33.5	367,012	7.1

町税の内訳

(単位:千円・%)

区分	税目		令和8年度		令和7年度		比較		
			当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	増減率	
現 年 課 税 分	町 民 税	個人	2,124,881	24.3	2,038,096	24.3	86,785	4.3	
		法人	653,745	7.5	570,987	6.8	82,758	14.5	
		小計	2,778,626	31.8	2,609,083	31.1	169,543	6.5	
	固 定 資 産 税	純 固 定 資 産	土地	1,664,496	19.0	1,590,794	19.0	73,702	4.6
			家屋	2,068,719	23.7	2,042,511	24.4	26,208	1.3
		償却資産	償却資産	944,688	10.8	842,083	10.0	102,605	12.2
			計	4,677,903	53.5	4,475,388	53.4	202,515	4.5
		交付金	181,013	2.0	186,528	2.2	△ 5,515	△ 3.0	
		小計	4,858,916	55.5	4,661,916	55.6	197,000	4.2	
		軽 自 動 車 税	軽自動車税	148,618	1.7	140,422	1.7	8,196	5.8
	環境性能割		0	0.0	16,990	0.2	△ 16,990	皆減	
	小計		148,618	1.7	157,412	1.9	△ 8,794	△ 5.6	
	町たばこ税	378,539	4.3	382,971	4.6	△ 4,432	△ 1.2		
	都市計画税	541,518	6.2	526,604	6.3	14,914	2.8		
	合計	8,706,217	99.5	8,337,986	99.5	368,231	4.4		
	滞 納 繰 越 分	町民税	25,800	0.3	23,900	0.3	1,900	7.9	
固定資産税		12,400	0.2	17,600	0.2	△ 5,200	△ 29.5		
軽自動車税		1,500	0.0	900	0.0	600	66.7		
都市計画税		1,400	0.0	2,200	0.0	△ 800	△ 36.4		
合計		41,100	0.5	44,600	0.5	△ 3,500	△ 7.8		
総計		8,747,317	100.0	8,382,586	100.0	364,731	4.4		

(2)歳 出(目的別)

(単位:千円・%)

款	令和8年度		令和7年度		比 較	
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	増減率
1 議 会 費	154,251	1.0	154,636	1.0	△ 385	△ 0.2
2 総 務 費	1,890,555	12.0	1,997,585	13.0	△ 107,030	△ 5.4
3 民 生 費	6,348,442	40.2	6,036,127	39.2	312,315	5.2
4 衛 生 費	1,375,085	8.7	1,452,584	9.4	△ 77,499	△ 5.3
5 農 林 水 産 業 費	213,553	1.4	221,494	1.4	△ 7,941	△ 3.6
6 商 工 費	355,150	2.2	351,546	2.3	3,604	1.0
7 土 木 費	1,565,777	9.9	1,499,695	9.7	66,082	4.4
8 消 防 費	1,081,276	6.8	1,005,182	6.5	76,094	7.6
9 教 育 費	1,898,127	12.0	1,757,372	11.4	140,755	8.0
10 災 害 復 旧 費	1,033	0.0	1,031	0.0	2	0.2
11 公 債 費	843,751	5.3	855,748	5.6	△ 11,997	△ 1.4
12 諸 支 出 金	22,000	0.1	7,000	0.1	15,000	214.3
13 予 備 費	60,000	0.4	60,000	0.4	0	0.0
歳 出 合 計	15,809,000	100.0	15,400,000	100.0	409,000	2.7

(3)歳 出(性質別)

(単位:千円・%)

区 分		令和8年度		令和7年度		比 較	
		当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増 減 額	増減率
消 費 的 経 費	人 件 費	4,060,026	25.7	3,941,779	25.6	118,247	3.0
	物 件 費	2,820,663	17.8	2,697,815	17.5	122,848	4.6
	維 持 補 修 費	82,867	0.5	59,409	0.4	23,458	39.5
	扶 助 費	3,510,360	22.2	3,303,349	21.4	207,011	6.3
	補 助 費 等	1,593,028	10.1	1,798,681	11.7	△ 205,653	△ 11.4
	小 計	12,066,944	76.3	11,801,033	76.6	265,911	2.3
投 資 的 経 費	普通建設事業費	1,134,823	7.2	1,052,379	6.9	82,444	7.8
	内 補助事業費	114,286	0.7	121,395	0.8	△ 7,109	△ 5.9
	内 単独事業費	1,020,537	6.5	930,984	6.1	89,553	9.6
	災害復旧事業費	1,033	0.0	1,031	0.0	2	0.2
	小 計	1,135,856	7.2	1,053,410	6.9	82,446	7.8
公 債 費	843,751	5.3	855,748	5.6	△ 11,997	△ 1.4	
積 立 金	160,583	1.0	159,218	1.0	1,365	0.9	
投資及び出資金	115,781	0.8	89,119	0.6	26,662	29.9	
貸 付 金	236,000	1.5	221,000	1.4	15,000	6.8	
繰 出 金	1,190,085	7.5	1,160,472	7.5	29,613	2.6	
予 備 費	60,000	0.4	60,000	0.4	0	0.0	
歳 出 合 計	15,809,000	100.0	15,400,000	100.0	409,000	2.7	
義 務 的 経 費	8,414,137	53.2	8,100,876	52.6	313,261	3.9	

(注) 1 「補助事業費」とは、直接又は間接に国庫からの補助を受けて施行する事業費をいい、県単独の補助を受けて行う事業費は含まない。

2 「義務的経費」とは、人件費、扶助費及び公債費の計をいう。

◎子育て支援を柱とした福祉・健康施策の推進

《1 児童福祉》

新 (1) 乳児等通園支援事業 532 千円（子育て支援課）

保護者の就労の有無に関わらず、幼稚園、保育所等を時間単位で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を開始するもの

〈対象〉 0歳6か月から満3歳未満で保育所などに通っていないこども

〈実施施設〉 中津保育園

〈利用料〉 1時間300円※月10時間まで利用が可能

(2) 小児医療費助成事業 126,094 千円（子育て支援課）

18歳までの入院・通院医療費の自己負担分を全額助成するもの（所得制限なし）

(3) 子育て世帯への助成 26,591 千円（子育て支援課・健康推進課・教育総務課）

妊娠時から出産・子育てまで包括的で切れ目のない、各種子育て支援を実施するもの

●妊婦のための支援給付事業

〈妊娠時〉 妊娠届を提出した妊婦1人あたり現金5万円を支給

〈出産時〉 子ども1人あたり現金5万円を支給

赤ちゃん育児用品購入費助成券3万円分（町単独事業）

●妊婦等包括相談支援事業

〈内容〉 妊娠8か月時における希望者への訪問等による相談支援を実施

●子育て応援リフレッシュ事業

養育者の育児ストレス・子育ての不安や孤立を防ぐことを目的として、妊婦及び乳児のいる家庭に対し、ベビーシッター等に係る費用の一部を助成するもの

〈対象者〉 出産後1年以内の子を養育している者又は妊婦

〈助成額〉 ベビーシッター等に係る費用の1/2（上限10,000円）

●入学準備助成金支給事業

小学校等への入学を控えた児童のいる世帯に対し、入学準備助成金として児童1人につき1万円を支給するもの

(4) 妊婦・子育て世帯健康相談事業 660 千円（健康推進課）

昨年導入した24時間いつでも医師に直接相談ができる多言語対応可能なアプリを活用し、妊婦・子育て世帯の健康不安の軽減や救急業務の適切な運用につなげるもの

〈対象〉 妊婦、0歳から6歳までの未就学児がいる世帯

※医療だけでなく、発達・精神の相談も可能

(5) 病児保育事業費補助金 10,779 千円（子育て支援課）

病気やけがのため保育園や幼稚園、学校に通園・通学ができない児童等を一時的に預かる病児保育事業を実施している事業者に対し、国県の「子ども・子育て支援交付金」を活用し、事業運営に要する費用を補助するもの

〈対象〉 病児保育室「&ケアキッズ」

拡 (6) 保育士等サポート給付金 9,360 千円（子育て支援課）

町内の保育施設に勤務する保育士等の処遇改善を図り、人材確保の一助とするため、対象施設の常勤保育士等に対して、給付金を支給するもの

〈対象施設〉 町内の認定こども園、小規模保育施設及び幼稚園
〈給付額〉 (現行) 月額 10,000 円 ➡ (拡大) 月額 12,000 円

(7) 認定こども園及び小規模保育施設等への給付 630,199 千円 (子育て支援課)

●施設型給付事業

〈対象施設〉 認定こども園及び給付対象幼稚園
町内 3 施設 337 名分、町外 14 施設 70 名分

●地域型保育給付事業

〈対象施設〉 小規模保育施設 (少人数を対象とした家庭的な保育を実施する施設)
町内 3 施設 59 名分、町外 2 施設 2 名分

●おむつ処分加算給付

使用済おむつを処分するために必要な費用を対象施設に給付し、保護者や保育士の負担軽減を図るもの

〈対象施設〉 町内の認定こども園及び小規模保育施設

(8) 私立幼稚園等及び利用者への支援 13,584 千円 (子育て支援課)

拡 ●私立幼稚園特別支援児補助金

県の特別支援補助金の交付対象外かつ個別支援が必要と思われる児童が通園する町内の私立幼稚園に対して補助するもの

〈補助額〉 児童 1 人につき (現行) 月額 25,000 円 ➡ (拡大) 月額 27,000 円

●幼稚園型一時預かり事業費補助金

教育標準時間の前後又は夏休み等長期休業日に児童を預かる場合に補助金を交付

〈補助対象〉 認定こども園及び給付対象幼稚園

〈補助額〉 児童 1 人あたり日額 440 円～880 円

●子育てのための施設等利用給付費負担金 (私学助成園)

〈給付対象〉 私立幼稚園

〈給付額〉 園児 1 人につき月 25,700 円 (給付限度額)

●子育てのための施設等利用給付費負担金 (預かり保育、認可外等)

〈対象者〉 幼稚園預かり保育、認可外保育施設等を利用している児童

〈給付額〉 ・預かり保育 月 11,300 円 (給付限度額)

・認可外保育施設 月 37,000 円～42,000 円 (給付限度額)

●私立幼稚園等臨床心理士派遣事業

町内の私立幼稚園等に臨床心理士を派遣し、支援が必要な園児に対し発達支援を行うもの

(9) 新婚生活支援事業 3,600 千円 (子育て支援課)

〈対象者〉 ・新たに婚姻し町内に居住する世帯
・世帯所得 500 万円未満
・夫婦ともに 39 歳以下

〈対象費用〉 新居の購入費、新居の家賃、新居への引越し費用

〈補助額〉 ・夫婦ともに 29 歳以下 上限 60 万円
・上記以外 上限 30 万円

(10) すこやか親子健康診査等事業 1,480 千円 (健康推進課)

妊娠期から子育て期の切れ目のない支援として、健康保険が適用されない産婦健康診査と新生児聴覚検査に係る経費の一部を助成するとともに、産後不安の解消や産後うつ

の早期発見を図るための教室を開催するもの

●産婦健康診査

〈対象診査〉 産後2週間後及び1か月後健康診査

〈助成額〉 6,000円(3,000円×2回)

●新生児聴覚検査(いずれか1回)

〈助成額〉 ・自動ABR(自動聴性脳幹反応)検査 3,000円

・OAE(スクリーニング用耳音響放射)検査 2,200円

●産後ケア

・通所型(ひなたぼっこ)

〈内容〉 育児相談など(年12回)

〈会場〉 健康プラザ

・訪問型

〈内容〉 助産師による各家庭への訪問

●産後ママのためのリラックス教室

〈内容〉 ストレッチやリラクゼーションなど(年4回)

〈会場〉 健康プラザ

拡 (11) 乳幼児健康診査事業

7,054千円 (健康推進課)

母子保健法に基づき、町が乳幼児に対して健康診査を行うもので、新たに3歳6か月児健診における目の屈折検査の導入に加え、令和8年10月からは、生後1か月の乳児の成長と発達を確認するための「1か月児健康診査」を個別健診として実施し、費用の一部(4,000円)の助成を開始するもの

●乳幼児健康診査

〈個別健診〉 **新** 1か月、4か月、10か月(随時)

〈集団健診〉 1歳6か月、**拡** 3歳6か月(各年12回) ※目の屈折検査を導入

●未受診児訪問

〈対象者〉 乳幼児健康診査未受診児

(12) 未就学児童の一時預かり事業

2,942千円 (子育て支援課)

●一般型一時預かり事業費補助金

一時保育事業を実施する町内の幼保連携型認定こども園に対し、補助金を交付するもの

〈実施場所〉 中津幼稚園

〈対象者〉 1歳児から就学前まで

〈利用時間〉 午前8時30分～午後4時30分

〈保育料〉 1時間100円～300円(給食・おやつ代別途)

●町立保育園での一時保育事業

〈実施場所〉 中津保育園

〈対象者〉 1歳児から就学前まで

〈利用時間〉 午前8時30分～午後4時30分

〈保育料〉 1時間100円～300円(給食・おやつ代別途)

(13) 放課後の居場所づくり

6,073千円 (生涯学習課)

●放課後児童クラブ

保護者の就労や疾病等により家庭での育成が困難な児童を対象に、町内全小学校(6校)に開設するもの

- 〈対 象 者〉 小学校 1 年生から 6 年生まで
- 〈定 員〉 中津・菅原児童クラブは 40 人以内、他は 35 人以内
- 〈利用時間〉 平日 授業終了時から午後 6 時 30 分まで
土曜・長期休業日 午前 8 時 30 分から午後 6 時 30 分まで
(午前 8 時からの早朝利用あり)
- 〈育 成 料〉 月額 4,000 円 (早朝利用 1 回につき 100 円)

●かわせみ広場

放課後の時間帯を使い、遊びを通じた異年齢児童間の交流活動等を行うもの

- 〈対 象 者〉 小学校 1 年生から 6 年生まで
- 〈実施日・時間〉 原則として平日の午後 3 時から午後 5 時まで
(11 月から 1 月までは午後 4 時 30 分まで)
- 〈実 施 施 設〉 児童館等 10 施設

●小学校かわせみ広場

町内小学校でかわせみ広場事業を実施するもの

- 〈対 象 者〉 実施小学校に在籍する 1 年生から 6 年生まで (事前登録制)
- 〈実施日・時間〉 原則として週 1 日の授業終了時から午後 4 時 30 分まで
- 〈実 施 施 設〉 中津小学校、中津第二小学校、菅原小学校、半原小学校

《2 高齢者福祉》

新 (1) 高齢者移動支援事業 10,994 千円 (高齢介護課)

神奈川中央交通(株)の「かなちゃん手形」の販売終了に伴い、新たに販売が開始された高齢者フリーパス乗車券「かなちゃんパス」の購入費の一部を助成するもので、80 歳以上の方は、タクシー助成券との選択制とするもの

- 〈対 象 者〉 70 歳以上
- 〈助成内容〉 1 年券購入：20,000 円、6 か月券購入：10,000 円
3 か月券購入：5,000 円

拡 80 歳以上はタクシー券との選択制
(現行) 5,400 円/年 ➡ (拡大) 12,000 円/年

(2) 高齢者の生活支援 1,520 千円 (高齢介護課)

●電動アシスト三輪自転車購入費助成

- 〈対 象 者〉 70 歳以上の方で自転車を購入してから 6 か月以内の方
- 〈助 成 額〉 購入費の 1/4 (上限 25,000 円)

●高齢者補聴器購入費助成

- 〈対 象 者〉 70 歳以上の在宅の高齢者
- 〈助 成 額〉 購入費の 1/2 (上限 20,000 円)

(3) 介護予防事業の拡充・地域包括ケアシステムの推進 (介護保険特別会計)

103,995 千円 (高齢介護課)

令和 6 年度からスタートした第 9 期介護保険事業計画の着実な実施に向け、高齢者の自立した日常生活の支援、介護予防、要介護状態等の軽減に向けた取り組みを推進するとともに、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進に努めていくもの

〈主な介護予防事業等〉

- ・愛川・ささえあいポイント事業の実施
- ・運動機能向上事業 運動指導、プールを利用した転倒予防教室、いきいき 100 歳

体操サポーター養成講座

- ・認知症予防教室 コグニサイズ、音楽体操教室
- ・口腔機能向上事業

〈地域包括ケアシステムの推進〉

- 生活支援体制整備事業
 - ・「生活支援・介護予防サービス提供主体等協議体」の運営
- 在宅医療・介護連携推進事業
 - ・「町在宅医療・介護連携推進協議会」の運営
 - ・「医療介護連携多職種研修会」の実施
- 認知症施策推進事業
 - ・認知症の初期集中支援チームによる早期診断・早期対応及び地域支援推進員による相談対応
 - ・多職種協働によるケアマネジメント、地域支援ネットワークの構築
 - ・認知症サポーター等養成事業
 - ・「わたしのこれからノート」を活用した人生会議の推進
 - ・町内医師に対する認知症サポート医養成研修受講費用の負担
- たすけ愛外出支援推進事業
 - ・「あいちゃんサービスセンター」をはじめとする地域住民の助け合い活動の推進の一環として、外出支援事業を展開するもの
 - ・たすけ愛外出支援推進事業担い手養成講座の開催
 - ・外出支援活動専用自動車保険料に対する補助

《3 障がい者・地域福祉》

(1) 地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定 1,800 千円 (福祉支援課)

現行の第4次愛川町地域福祉計画・地域福祉活動計画が令和8年度に満了することから、令和7、8年度で次期計画を策定するもの(令和7～8年度継続事業)

〈計画期間〉 令和9年度～令和13年度(5年間)

〈令和8年度業務内容〉 審議会等の開催、計画の作成など

(2) 障がい者計画の策定 2,480 千円 (福祉支援課)

現行の第3次愛川町障がい者計画が令和8年度に満了することから、令和7、8年度で次期計画を策定するもの(令和7～8年度継続事業)

〈計画期間〉 令和9年度～令和14年度(6年間)

〈令和8年度業務内容〉 審議会等の開催、計画の作成など

(3) 権利擁護支援センターの運営 1,090 千円 (福祉支援課)

成年後見制度の利用促進や権利擁護の相談、広報・啓発を行う地域の中核機関である権利擁護支援センターを運営し、地域共生社会の実現に向けて総合的な権利擁護支援の充実に努めるもの

(4) 障害者相談支援事業 9,648 千円 (福祉支援課)

身体・知的・精神障がいや発達障がいなどがある方やそのご家族が生活する上で困っていることなど、さまざまな相談支援の充実に努めるもの

- ・精神障がい相談 週4日
- ・知的・身体相談 週5日

(5) 障害者自立支援事業

1,668,113 千円 (福祉支援課)

身体・知的・精神の3障がい及び難病を対象にした障がい福祉サービスの提供に係る給付を行うもの

〈事業内容〉 自立支援医療費助成、障害者介護給付・訓練等給付費、地域生活支援事業、補装具費の給付、訪問入浴サービス

※訪問入浴サービスは単価改定(現行)1回12,500円 ➡ (拡大)1回13,000円

(6) 「社会福祉大会」・「人権啓発のつどい」の開催

1,269 千円 (住民協働課・福祉支援課)

●社会福祉大会

〈開催予定〉 令和8年10月31日(土) 〈会場〉 文化会館

●人権啓発のつどい

〈開催予定〉 令和8年12月5日(土) 〈会場〉 文化会館

《4 健康推進》**(1) 妊産婦等への助成など**

15,061 千円 (健康推進課)

拡 ●妊婦健康診査

〈助成内容〉 (現行)合計75,000円 ➡ (拡大)合計100,000円

医療機関における健診14回分(助産所での妊婦健康診査も対象)

1回目:10,000円、2~14回目:各5,000円

多胎の場合、15回目~19回目を助成(各5,000円)

追加補助券:25,000円

(5,000円券1枚、2,000円券5枚、1,000円券10枚)

●特定不妊治療費助成事業

〈助成内容〉 先進医療(保険外診療)などによる治療に要した費用(上限10万円)

●不育症治療費助成事業

〈助成内容〉 不育症治療(保険外診療)に要した費用の1/2以内とし、年間の限度額30万円まで複数回申請が可能

●産婦健康診査【再掲】

〈助成内容〉 産後2週間後及び1か月後健診(助成額6,000円:3,000円×2回)

●低所得妊婦初回産科受診料助成

低所得の妊婦の方について、経済的負担の軽減を図るとともに、状況を継続的に把握し必要な支援につなげるため、初回の産科受診料の一部を助成するもの

〈助成内容〉 1件あたり上限10,000円

(2) 予防接種事業

142,831 千円 (健康推進課)

●帯状疱疹ワクチン接種事業

・定期接種

〈対象者等〉 次の対象者の接種費用の一部を公費負担

・令和8年度中に65・70・75・80・85・90・95・100歳になる方

・満60歳から64歳までの免疫機能に一定の障がいを有する方

〈自己負担〉 生ワクチン2,500円/回、不活化ワクチン7,000円/回

(町民税非課税世帯等の方は免除)

・任意接種

〈対象者〉 満50歳以上の方(定期接種対象者を除く)

〈助成額〉 生ワクチン5,000円、不活化ワクチン12,500円/回



●乳幼児等予防接種事業

B型肝炎や水痘、小児用肺炎球菌ワクチンの接種など、対象年齢に応じた各種予防接種を全額公費負担で実施するもので、令和8年4月からは妊婦を対象としたRSウイルスワクチンの定期接種を追加

●小児インフルエンザ予防接種事業

〈対象者〉 生後6か月から小学校6年生までの乳幼児・児童及び15歳、18歳の方

〈助成内容〉 2回接種 1回につき1,000円（15歳、18歳は1回接種1,000円）

●高齢者肺炎球菌予防接種事業

〈対象者〉 ・満65歳の方

・満60歳から64歳までの心臓・腎臓・呼吸器等に一定の障がい
を有する方

〈自己負担〉 4,000円（町民税非課税世帯等の方は免除）

●高齢者インフルエンザ予防接種事業

〈対象者〉 ・満65歳以上の方

・満60歳から64歳までの心臓・腎臓・呼吸器等に一定の障がい
を有する方

〈自己負担〉 1,500円（町民税非課税世帯等の方は免除）

●風しんワクチン接種事業

〈対象者〉 ・妊娠を予定又は希望する女性

・妊娠している又は妊娠を希望する女性の同居者

※満20歳以上の方

〈助成額〉 麻しん風しん混合ワクチン6,000円、風しん単抗原ワクチン4,000円

●再接種費用助成金

骨髄移植等の医療行為により、過去に受けた定期予防接種により獲得した効果を失った方を対象に、再接種費用を助成するもの

●新型コロナウイルスワクチン接種事業

〈対象者〉 ・満65歳以上の方

・満60歳から64歳までの心臓・腎臓・呼吸器等に一定の障がい
を有する方

〈自己負担〉 5,000円（町民税非課税世帯等の方は免除）

(3) 若年がん患者在宅療養支援事業

250千円（健康推進課）

40歳未満の末期がん患者の方が自宅で安心して生活が送れるよう、在宅生活に係る経費の一部を助成するもの

〈対象者〉 ※以下の全てに該当する方

- ・40歳未満の愛川町に住民登録がある方で、在宅で療養している方
- ・末期がん患者（医師から一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断された方）で、治癒を目的とした治療を行っていない方
- ・他の制度において同様の趣旨の補助等を受けていない方

〈助成額〉 在宅生活に係る経費（訪問介護サービス料等）の9割相当額
（上限54,000円/月）

拡 (4) 成人歯科健診事業

19,042 千円 (健康推進課)

20 歳、30 歳及び 40 歳以上の方を対象に成人歯科健診を実施するもので、令和 8 年度からは老化に伴う歯数の減少や口腔衛生の低下などによる口腔機能全体の機能低下を防ぐためオーラルフレイル健診を追加するもの

- 〈対 象 者〉・必須検査 20 歳、30 歳及び 40 歳以上の方
- ・節目健診 20・30・40・45・50・55・60・65・70 歳の方
 - ・オーラルフレイル健診 50・55・60・65・70・75・80 歳の方
- 〈内 容〉・必須検査 むし歯や歯周病の有無、かみ合わせの状況等
- ・節目健診 歯肉の状況検査 (CPI 検査)
虫歯菌活動性検査 (RD テスト)
唾液血液反応検査
 - ・オーラルフレイル健診
問診及び嚥下機能や滑舌などの 8 つの診査により、
オーラルフレイルのリスクを判定

(5) 国保ヘルスアップ事業 (国民健康保険特別会計)

15,750 千円 (国保年金課)

- 健診異常値放置者受診勧奨事業
特定健康診査の結果、生活習慣病に関する異常値があるにも関わらず、受診行動がとれない方に対し、通知及び電話指導を行うことで、医療機関の受診を促し、生活習慣病の悪化を防ぐもの
- 受診行動適正化 (重複服薬者) 保健指導事業
重複・多剤服薬者に対して、通知及び保健指導を実施し、服薬リスクの回避及び医療費の適正化を図るもの
- 通いの場等健康教育・健康相談
地域における通いの場に、保健師・管理栄養士・歯科衛生士等を派遣し、健康教育、健康相談を行うもの
- 健康相談 (健診事後指導) 事業
〈対 象 者〉 特定健康診査の結果、健康相談を希望する方
- 特定健康診査受診率向上事業
未受診者のグループ分けを行い、ナッジ理論を活用した受診勧奨葉書を送付することにより、特定健康診査受診率のさらなる向上を図るもの
※ナッジ理論 人々が自分自身にとってより良い選択を自発的に取れるように手助けする心理的手法
- 糖尿病重症化予防事業
糖尿病のコントロール不良者 (腎機能低下なし) に対し、保健指導を行うことで、糖尿病の重症化を予防するもの
- 糖尿病性腎症重症化予防事業
糖尿病のコントロール不良者で、すでに腎機能の低下が見られる方を対象に、6 か月間、専門的な保健指導を行い、人工透析への移行を防ぐもの
- 糖尿病治療中断者保健指導事業
神奈川県が保有する糖尿病の治療中断者リストを活用し、通知及び電話による受診勧奨を行うことで、適切な治療に結び付け、糖尿病の重症化を予防するもの
- 推定野菜摂取量の測定による指導
手のひらの緑黄色野菜の色素を測り推定野菜摂取量を測定する機器により、バランスよい食事につながるよう栄養指導を行うもの

(6) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

905 千円 (国保年金課)

後期高齢者医療広域連合から委託を受け、高齢者の特性を踏まえた保健事業として、生活習慣病の重症化予防や低栄養状態を予防するため、健康相談や訪問指導などの個別的な支援や、高齢者が通う「楽しくクラブ」での健康講話・健康相談を行い、高齢者の健康維持・フレイル予防に努めるもの

- 健康相談・訪問指導（生活習慣病の重症化予防）

〈対象者〉 後期高齢者健康診査の結果、健康相談を希望する方等

- 栄養に関わる相談・指導

〈対象者〉 後期高齢者健康診査の結果、BMI値が一定以下の方等

- 糖尿病性腎症重症化予防事業

糖尿病のコントロール不良者で、すでに腎機能の低下が見られる方を対象に、6か月間、専門的な保健指導を行い、人工透析への移行を防ぐもの

- 通いの場における健康教育・健康相談

地域における通いの場に保健師・管理栄養士・歯科衛生士等を派遣し、健康教育・健康相談を行うもの

(7) がん検診推進事業

51,474 千円 (健康推進課)

- 胃・肺・大腸がん 40 歳以上

拡 ※これまでのバリウム検査に加え、新たに 50 歳以上を対象に内視鏡検査を実施

- 乳がん（女性のみ） 30 歳以上 ※無料クーポン対象年齢 40 歳の女性
- 子宮頸がん（女性のみ） 20 歳以上 ※無料クーポン対象年齢 20～35 歳の女性
- 前立腺がん（男性のみ） 50 歳以上

◎人づくりのための教育施策の推進

《1 学校教育》

新 (1) 小中学校給食費への支援 119,004 千円 (教育総務課)

国県からの交付金を上回る部分は町が負担することにより、小学校給食費を無償化するとともに、中学校給食費についても保護者が負担する学校給食費(食材費)の一部を町が負担することで、経済的な負担の軽減と子どもたちに栄養バランスの取れたおいしい給食を提供していくもの

- 小学校給食費の無償化(実費1か月5,600円/1人あたり)

※月額5,200円を交付金活用、残り400円を町が負担

- 中学校給食費の助成(実費1か月6,800円/1人あたり)

※保護者負担額は4,200円(現行より1,000円の減)、残り2,600円を町が負担

- 地産地消の充実(愛川パクパクデー)

地場産物の利用を促進するため、地場産食材を取り入れた献立を提供する「愛川パクパクデー」を充実させ、地域の農畜産業などへの理解を深めるもの

拡 (2) 学校水泳授業の民間委託 7,959 千円 (教育総務課)

令和7年度に試験的に実施した中津第二小学校、菅原小学校に、中津小学校、高峰小学校を加えた計4校の水泳授業の運営を民間業者に委託し、教員の働き方改革への対応及び老朽化した施設の維持整備にかかるコスト削減を図るもの

新 (3) スクールロイヤール相談業務委託 286 千円 (教育総務課)

いじめ、保護者対応、学校事故などの法的問題について、法律の専門家から助言を得て、トラブルの未然防止と早期解決を図るとともに、教職員が教育活動に専念できる環境を整備するもの

新 (4) 小中学校校務支援システムの導入 18,555 千円 (教育総務課)

成績処理や出欠管理、保健管理など、教育現場で扱うデータの電子化や、児童生徒情報の一元管理・共有を可能とする「統合型校務支援システム」を導入することで、ICTの活用による業務改善を図り、教員の働き方改革を推進するもの

(5) 小中学校修学旅行費補助金 5,855 千円 (教育総務課)

小中学生の修学旅行費について、バス代等が高騰していることから、費用の一部を負担し、保護者の負担軽減を図るもの

〈補助額〉小学生：児童1人あたり5,000円、中学生：生徒1人あたり15,000円

拡 (6) 校内支援センターの充実 6,143 千円 (教育開発センター)

各小中学校に設置されている不登校や集団生活に不適應傾向のある児童生徒等を支援する校内支援センターについて、指導にあたる支援員の勤務時間を拡大することで、不登校対策の充実を図り、不登校の未然防止・登校復帰支援を推進するもの

〈拡大内容〉(現行)小学校 週12時間(町費負担)、中学校 週6.25時間(県費負担)



(拡大)小学校 週12時間(町費負担)、中学校 週12時間(町費負担)

新 (7) 中学生交通安全教室の実施 (教育開発センター・住民協働課)

令和 8 年 4 月 1 日から、自転車の違反に対し交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が適用されることから、町内 3 中学校において、厚木警察署署員を講師に迎え、自転車の安全な利用と歩行時の危険予測能力の向上などを内容とする交通安全教室を開催し、交通ルール・マナーの実践を図るもの

(8) 親子方式による温かい中学校給食の提供 90,982 千円 (教育総務課)

小学校の給食調理室を活用した親子方式による学校給食を実施することにより、成長期である中学生に、栄養バランスの取れた安全で安心な温かい学校給食を提供するもの

●親子方式による温かい中学校給食

給食調理業務委託、親子給食配送業務委託、給食配膳補助業務委託 など

(9) 部活動指導員配置促進事業 4,764 千円 (教育総務課)

部活動顧問としての役割を担い、専門的な知識・技能のある指導員を配置し、生徒の技術向上と教員の負担軽減を図るもの

(10) 日本語指導初期集中支援事業 (指導室)

入国したばかりの外国籍児童生徒に対し、日本語指導協力者による集中的支援を実施することで、新たな環境に早く慣れ、楽しい学校生活が送れるよう支援するもの

〈言語〉 スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、カンボジア語、中国語等

〈派遣回数〉 当該児童生徒 1 人につき 4 週間程度

(11) G I G Aスクール及び学校 I C T化の推進 25,140 千円 (教育総務課)

国で推進する「G I G Aスクール構想」に基づき、令和 3 年 3 月に全小中学校に配置した 1 人 1 台のタブレット端末機及び授業や学習で使用する支援ソフトを更新するなど、より一層 I C T 技術の特性を生かした教育環境の整備を推進するもの

拡 (12) メタバースを活用した居場所づくりの研究 (教育開発センター)

相談指導教室「絆」において、インターネット上の仮想空間「メタバース」の活用について大学と連携した研究を進め、令和 8 年度はアバターを通して他者と協力して街づくりなどができるアプリ「マイクラフト」を導入することで、学校に行きづらい児童生徒に、安心して過ごせる居場所を提供し、社会性や自己肯定感の回復を図るもの

(13) 学校施設改修事業 76,999 千円 (教育総務課)

小中学校施設の改修を行い、校舎等の長寿命化を図るとともに児童生徒の学習環境の改善を図るもの

●田代小学校、半原小学校 P A S 更新工事

●小学校校舎 E S C O サービス委託※校舎内照明機器の L E D 化

(中津小学校、高峰小学校、中津第二小学校)

●中津第二小学校校内放送設備改修工事

●中津小学校普通教室棟屋上防水工事

●愛川中原中学校体育館渡り廊下屋上防水工事

●愛川中学校西棟屋上防水工事

(14) 高等学校等への就学に対する助成

15,837 千円 (教育総務課)

●通学に対する助成 (高等学校等)

- ・バス通学助成金 3 か月定期の 1 か月相当分の 25% を 12 か月分
- ・自転車通学助成金 購入額の 1/2 (電動アシスト自転車は上限 6 万円、その他は上限 2 万円、在学中 1 回限り)

●入学準備に対する助成 (高等学校等)

- ・入学準備金 1 人あたり 2 万円 (入学時 1 回限り)

※準要保護生徒就学援助制度の該当となる世帯を対象

《2 生涯学習》**新 (1) 児童館・地域公民館施設維持管理費交付金**

2,100 千円 (生涯学習課)

光熱水費の高騰などにより、児童館や地域公民館などの維持管理費が増大していることから、各行政区に一律 10 万円を交付し、経費負担の軽減を図るもの

(2) 児童館エアコン設置補助事業

5,900 千円 (生涯学習課)

児童館プレイルームへのエアコン設置に係る費用を補助することで、より使いやすい環境を整備し、地域住民のコミュニティ活動の活性化を図るもの

(3) 文化会館トイレ改修工事

(生涯学習課)

文化会館 1 階のトイレを洋式化し、洗浄機能付き暖房便座を設置することで、利用環境の改善を図るもの

〈改修箇所〉文化会館楽屋側 (男性・女性) トイレ 各 1 基

(4) 電子書籍の計画的な購入

1,408 千円 (生涯学習課)

町内の小中学校の全児童・生徒にアカウントを付与し、タブレット図書館 (電子図書館) サービスの活用などを推進するため、電子書籍を計画的に購入するもの

(5) 地域学校協働活動推進事業

2,380 千円 (生涯学習課)

地域と小中学校、愛川高校が連携・協働し、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、教育の質の向上と地域活性化を図るため、全小中学校に地域学校協働活動推進員を配置し、地域を創生する地域学校協働活動を推進していくもの

《3 スポーツ・文化振興》**新 (1) 第 1 号公園体育館への空調設備導入**

5,816 千円 (スポーツ・文化振興課)

指定避難所となっている第 1 号公園体育館に空調設備をリース方式により導入し、利用者の熱中症対策とともに、避難所開設時の環境改善を図るもの

〈設置場所〉 体育室、柔道場、剣道場、卓球場

新 (2) 「愛川町文化財調査報告書第 24 集」の作成

(スポーツ・文化振興課)

わが国の近代化の足跡のひとつである半原水源地関連施設に係る史実と記録を後世に伝えるため、調査報告書を作成するもの

〈発行概要〉 276 ページ 1,000 部発行

新 (3) 古民家山十邸LEDキャンドルデバイス展示会の開催

260 千円 (スポーツ・文化振興課)

包括連携協定を締結している神奈川工科大学と連携し、LEDキャンドルデバイスの展示会を開催し、山十邸の新たな魅力の創造・発信を図るもの

〈開催予定〉 令和8年11月

※LEDキャンドルデバイス：風や声などの音を感知することで変化が生まれる機能を持ち、和ろうそくの「揺らぎ」を再現した照明装置

(4) スポーツイベント・各種スポーツ教室等の開催

5,302 千円 (スポーツ・文化振興課)

●第72回町一周駅伝競走大会

〈開催予定〉 令和9年1月

〈開催場所〉 町内一円(三増公園発着)

●あいかわスポーツ・レクリエーション・フェスティバル

〈開催予定〉 令和8年10月11日(日)

〈開催場所〉 第1号公園(体育館内を含む)

●各種スポーツ教室等

〈事業内容〉 スケートボード教室、水泳教室、剣道大会、
バスケットボール教室

●SC相模原ホームタウンデー

愛川町をホームタウンとするサッカーJ3リーグ「SC相模原」のホームタウンデーによる試合において記念品の贈呈を行うもの

(5) 運動公園施設・体育施設の修繕等

10,239 千円 (スポーツ・文化振興課)

●中津工業団地第1号公園・体育館

- ・多目的広場、トリム広場防犯カメラ設置工事
- ・医務室エアコン設置工事

●田代運動公園

- ・テニスコート床面改修工事(ハードコートの一部)
- ・トイレ改修工事(球場・プール棟)
- ・プール立上り部補修工事

●三増公園

- ・トイレ改修工事(競技場外トイレ)

◎活力のあるまちづくりの推進

《1 農林水産業》

(1) 農業振興への取り組み

13,082 千円（農政課・農業委員会事務局）

●近代化施設整備事業補助金

〈交付先等〉 県央愛川農協 2条刈コンバイン 補助率 1/2

●遊休荒廃農地対策費補助金

〈対象者〉 遊休荒廃農地を再活用する農業者等

〈補助額〉 遊休荒廃農地の復元のための草刈り及び耕うんに要する費用
10a あたり 33,000 円、伐根等が必要な荒廃農地は 10a あたり
67,000 円上乗せ（上限 20 万円）

●遊休荒廃農地調査事業

農林水産省の現地確認アプリを使用し、農地の利用状況を調査・データ化すること
で、遊休荒廃農地の有効利用促進と生産性の向上に役立てるもの

●新規就農者奨励金、家賃補助金

〈対象者〉 町内に在住して農地を借り、就農してから 5 年以内の方

〈奨励金額〉 3 年以上の賃借権等が設定された農地 10a あたり 2 万円
（上限 6 万円）

〈家賃補助額〉 家賃月額額の 1/2（上限：3 万円/月、期間：5 年）

●あいかわ準農家制度の促進

生きがいや趣味で耕作したい一般の方が小規模（10a 以下）の農地を借り受けで
きる制度を促進し、遊休農地の解消を図るもの

●農林業経営安定資金の貸付

〈限度額〉 一般 500 万円 認定農業者 800 万円

〈利率〉 1.25%（令和 7 年度実績）※毎年見直し

〈償還期間〉 60 か月以内（認定農業者で 500 万円以上の貸付は 84 か月以内）

●生分解性マルチ購入費補助金

水と二酸化炭素に分解されることで回収・処理が不要となる生分解性マルチの購
入費を補助し、農業の省力化を図るとともに廃プラスチック対策を推進するもの

〈補助額〉 購入費用の 1/2（上限 2 万円）

※マルチ（マルチングシート）：作物を育てる際に、地温調節、雑草抑制等のた
め、土壌表面を覆う農業資材

(2) 有害鳥獣対策事業

12,444 千円（農政課）

●箱わな購入費補助金

小型動物を捕獲するために使用する箱わなの購入費を助成

〈補助額〉 購入費用の 1/2（上限 7,000 円/台、1 世帯 2 台まで）



●有害鳥獣対策実施隊関連

出動手当の増額（現行）出動 1 回あたり 4,200 円 ➡（拡大）8,000 円

●有害鳥獣対策協議会への支援

集落環境調査や鳥獣との棲み分けのための環境整備を行うほか、有害鳥獣の捕獲
方法の検証など総合的な対策を検討する協議会へ運営費を助成

●農作物獣害防除柵等設置費補助金

〈対象期間〉 ・設置：購入から 1 年

・増設、補修：購入から 5 年 ➡（拡大）5 年の期間制限を撤廃

〈助成内容〉 ・単独設置 設置費の 2/3（上限 10 万円）

・集団設置 設置費の 3/4（上限 20 万円）

- サル移動監視員の派遣
各サル群の移動監視と追払いを行うもの

(3) 農業基盤整備事業 30,098 千円 (農政課)

工事箇所等	種別	形状	
		延長	幅員等
箕輪用排水路	改修	125m	用排水路 □ 0.7m
峰の原耕地内	舗装打換	28m	5.4~5.9m
尾山耕地内	改良	38m	2.4m

(4) 林業振興への取り組み 3,978 千円 (農政課)

- 健やか成長応援記念品贈呈事業
町内産木材を活用した知育玩具を「健やか成長応援記念品」として1歳を迎えた幼児に贈るもの
- 造林補助事業補助金（分収林）
〈交付先〉 町森林組合 〈補助対象〉 下刈
- 間伐材搬出促進事業
森林整備により発生した間伐材の搬出を促進し、持続的な資源循環を生み出すため、町森林組合に対し間伐材搬出経費の一部を補助するもの
〈補助内容〉 間伐材搬出経費から県補助金（1/2）を控除した額の1/10

(5) 地域水源林整備事業（水源環境保全・再生事業） 66,173 千円 (管財契約課・農政課)

神奈川県の水源環境保全・再生市町村補助金を活用し、地域水源林エリア内の山林（町有林及び私有林）について、測量調査や間伐・枝打等の施業を実施するもの

〈調査・施業地域〉 半原地区の私有林整備 7.9ha
半原地区の町有林整備 12.05ha
田代地区の私有林測量調査 9.74ha
長期施業受委託補助 田代・半原・三増地区の私有林

《2 商工業・観光》

(1) 企業誘致の促進 3,200 千円 (商工観光課)

【企業誘致条例に基づく奨励措置】

◎適用業種 次の投下資本額要件を満たすもの

	大企業	中小企業	小規模企業
製造業、自然科学研究所、 宿泊業	3 億円以上	3 千万円以上	1 千万円以上
情報通信業	1 億円以上	3 千万円以上	1 千万円以上
償却資産のみの増資	3 億円以上	3 千万円以上	1 千万円以上

◎優遇措置

- 固定資産・都市計画税の不均一課税
 - ・戦略産業（ロボット・医療関連）の製造業は、通常課税を5年間全額免除
 - ・上記以外の製造業・情報通信業・自然科学研究所は、通常課税を2年間全額免除・3年間1/5に軽減

・宿泊業は通常課税を5年間1/2に軽減

●雇用奨励金

〈対象〉 事業所立地にあたり町民を雇用した企業

〈交付額〉 ・年額1人20万円(1企業1回5人を限度)
・障がい者を雇用した場合、10万円を加算

〈適用回数〉 回数制限なし

●環境配慮設備設置奨励金

〈対象〉 ・事業所立地にあたり太陽光発電設備(発電能力10kw以上)を設置した企業

・事業所立地にあたり屋上緑化(3㎡以上)を施工した企業

〈交付額〉 ・太陽光発電設備:50万円

・屋上緑化:1㎡あたり2万円又は要した費用の1/2のいずれか低い額(上限50万円)

〈適用回数〉 回数制限なし

●企業の立地に伴う就業者転入奨励金

〈対象〉 企業の立地に伴いその就業者が本町へ定住意思をもって3年以内に転入し自ら居住用に供する住宅を取得(新築又は購入)した場合

〈交付額〉 50万円(転入者本人へ交付)

【環境配慮設備設置事業補助金】

〈対象〉 ・太陽光発電設備(発電能力10kw以上)を設置した町内企業
・屋上緑化(3㎡以上)を施工した町内企業

〈交付額〉 ・太陽光発電設備:50万円

・屋上緑化:1㎡あたり2万円又は要した費用の1/2のいずれか低い額(上限50万円)

(2) 事業者への融資に係る支援

55,138千円 (商工観光課)

●中小企業事業資金の貸付

〈限度額〉 2,500万円

〈利率〉 融資期間5年以内は1.8%以内、融資期間5年超は1.9%以内

〈償還期間〉 84か月以内

●商工振興利子補給金

〈対象資金〉 町中小企業事業資金、県小規模事業資金・小口零細企業保証資金・経営安定資金の一部・創業支援融資、日本政策金融公庫事業資金

〈補給率〉 1年間に支払った利子の50%、10万円限度

〈補給期間〉 3年間

(3) 起業支援・店舗再活性化事業補助金

450千円 (商工観光課)

〈補助内容〉 ・起業した場合

個人(一般起業) 5分の1以内、10万円を限度

個人(テレワーク起業) 5分の1以内、15万円を限度

・起業に際し、空き店舗を起業の拠点とした場合

内装改造、改築に係る経費の3分の1以内、20万円を限度

(4) 合同企業説明会の開催

8千円 (商工観光課)

ハローワーク厚木との共催で、ワンデー就活イベントを開催し、就職・転職活動をしている方を応援するとともに、人材不足の企業に雇用の機会を提供し支援するもの

(5) 勤労者への融資に係る支援

61,725 千円 (商工観光課)

●勤労者生活資金の貸付

〈限度額〉 200 万円

〈利率〉 教育費・自動車購入費・リフォーム費は年 1.0%以内
その他の費用は年 2.1%以内

〈償還期間〉 84 か月以内 (据置 4 か月以内)

●勤労者住宅資金利子補給金

〈対象金融機関〉 中央労働金庫、横浜銀行、県央愛川農協、相愛信用組合

〈補給率〉 支払利子 3%以内 (対象借入額上限 500 万円)

〈補給期間〉 60 か月以内

(6) 宮ヶ瀬ダムナイト放流事業

7,000 千円 (商工観光課)

観光ダムとして人気の高い宮ヶ瀬ダムにおいてナイト放流を実施し、本町の魅力を PR するもの

〈開催予定〉 令和 8 年 10 月 31 日 (土)

(7) 友好都市交流事業の促進

1,719 千円 (総務課・関係各課)

友好都市立科町の「えんでこ祭」や本町のふるさとまつりでの相互交流を図るほか、立科町への交流バスツアーや宿泊施設利用助成、立科町特産品の活用などを行うもの

●友好都市立科町への交流バスツアー

〈実施予定〉 11 月中

〈募集人数〉 90 人 (予定)

●宿泊施設利用助成

〈助成内容〉 1 人 1 泊 1,500 円

●青少年県外交流事業

夏休み期間中に 1 泊 2 日で立科町において中学生の交流を実施

(8) 宮ヶ瀬湖周辺地域活性化に向けた実証事業

422 千円 (商工観光課)

宮ヶ瀬湖でのフィッシング利用の実現可能性について、令和 6、7 年度で実施している調査結果を踏まえ、国の交付金も活用し、神奈川県、相模原市、清川村、宮ヶ瀬ダム周辺振興財団とともに、採算性、地域活性化等の課題解消のための実証事業を行うもの

新 (9) 物価高騰等対策地域振興券事業

244,851 千円 (商工観光課)

《令和 7 年 12 月補正予算 (繰越明許費)》

外国人が経営する店舗を含めた町内店舗や移動スーパー「とくし丸」、観光施設等で利用できる振興券「愛川くらし応援券」を全世帯に配布し、物価高騰による経済的負担の軽減を図るもの

〈額面〉 ・世帯分 一世帯あたり 7,000 円

・加算分 19 歳以上の町民 1 人あたり 3,000 円

〈配布時期〉 令和 8 年 3 月 27 日 (金)、28 日 (土)

〈利用期間〉 令和 8 年 3 月 27 日 (金) から 9 月 30 日 (水) まで

◎安全・安心まちづくりの推進

《1 防災対策》

(1) 防災対策事業

12,310 千円 (危機管理室・関係各課)

●防災備蓄品の充実

愛川町防災力強化 3 箇年計画に基づき、災害時に必要となる物資を備え、大規模災害発生への対応を強化するもの

〈備蓄食料〉非常食（リゾット）、飲料水、粉ミルク、液体ミルク

〈必要物資〉携帯トイレ、毛布、ガス発電機、避難所用ベッド、コードリール、ブルーシート、クイックパーテーション、発電機、チェーンソー

●保育園や小中学校への訪問による防災教室及び親子消防・防災教室の開催

年齢に応じた防災アニメの上映や起震車による地震体験のほか、防災カードゲームを通して防災知識を学ぶ親子消防・防災教室など、工夫を凝らした防災教育を実施するもの

●地域の自主防災能力向上の取り組み

- ・行政区自主防災訓練の実施
- ・町民への防災情報の提供や防災知識の普及を目的とした「防災のつどい」の開催
- ・自主防災組織への助成（5 行政区、テント、リヤカー、蓄電池等）

●情報伝達手段の確保

- ・テレビ神奈川データ放送の活用
- ・防災行政無線音声自動応答サービスの運用

(2) 災害に強いまちづくりの推進

3,500 千円 (道路課)

●急傾斜地安全対策工事補助金

災害に強いまちづくりを推進するため、がけ崩れの防止及び災害による被害の復旧、又は危険な立木の伐採に係る費用の一部を補助するもの

〈対象土地〉 急傾斜地崩壊危険区域に属する土地など

〈対象工事〉 ・安全対策工事（コンクリート擁壁、ブロック積み擁壁など）
・危険木伐採

〈補助率〉 ・安全対策工事 工事費用の 1/3（上限 300 万円）
・危険木伐採 伐採費用の 1/2（上限 30 万円）

新 ●危険木伐採等補助金

急傾斜地崩壊危険区域以外の民有地内に存する、立ち枯れや腐食等により倒木の恐れのある「危険木」の伐採に係る費用の一部を補助するもの

〈補助率〉 伐採費用の 1/2（上限 30 万円）

〈対象木〉 道路等に被害を与える恐れがある民有地内の枯損危険木

拡 (3) 地震に強いまちづくりの推進

6,853 千円 (都市施設課)

●木造住宅耐震化に係る補助

耐震改修促進計画の見直しにあわせ、これまでの旧耐震基準に加え、新耐震基準で建てられた木造住宅（新耐震グレーゾーン住宅）も補助対象とするとともに、上限額を増額し、耐震化の促進を図るもの

〈補助率〉

- ・耐震診断補助金 診断費用の 1/2（上限 5 万円 → 7 万円）
- ・耐震改修設計補助金 設計費用の 1/2（上限 7 万円 → 8 万円）

- ・耐震改修工事補助金 工事費用の1/2（上限50万円 → 80万円）
- ・耐震改修監理補助金 監理費用の1/2（上限4万円 → 5万円）
- 危険ブロック塀等耐震化補助金
 - 〈補助率〉
 - ・危険ブロック塀等の撤去のみ 費用の1/2（上限10万円）
 - ・撤去及び生垣やフェンス等の新設 費用の1/2（上限20万円）

(4) 災害予防対策事業

26,663 千円

(道路課)

工事箇所等	工種等	形状	
		延長	幅員等
西原・後ヶ谷 102 号線災害予防工事	法面工	42m	SL=3.4m
角田 1245 号線災害予防工事	法面工	16m	SL=5.0m
角田 1304 号線災害予防工事	縁石工・排水工	50m	1.25~1.45m
中津 3217 号線災害予防工事	法面工	135m	SL=2.5m
急傾斜地崩壊対策県営事業負担金 (半原日向地区)	法面工	24m	

《2 消防・救急活動》

新 (1) 半原分署庁舎長寿命化改修工事

117,411 千円

(消防課)

昭和 59 年度に建設された半原分署について、令和 9 年度までの継続事業として長寿命化改修を実施するもの

〈令和 8 年度工事内容〉 長寿命化改修工事（内部改修、外壁改修など）

新 (2) 高規格救急車の更新

(消防課)

年々増加する救急件数に対応するとともに、救急高度化対策の拡充を図るため、高規格救急車を更新し、救急出場に万全を期するもの

〈配備箇所〉 消防署半原分署

新 (3) 消防救急デジタル無線（活動波）整備事業

132,000 千円

(消防課)

平成 28 年度から本格運用している「消防救急デジタル無線（活動波）」について、平成 26、27 年度に整備をした機器が順次耐用年数を迎えることから更新をするもの

※活動波：各市町村単位に割り当てられた消防救急無線の周波数

〈更新内容〉 R8：基地局、R9：移動局

新 (4) 林野火災対応資機材整備事業

(消防課)

全国各地で大規模な林野火災が発生していることから、林野火災に特化した資機材を購入することで消防活動の充実強化を図るもの

〈購入内容〉 三方分岐ボールバルブ（1 個）、簡易水槽（1 基）、高性能放水装置（1 式）
ウォーターチャージャー（1 基）、ジェットシューター（5 基）

新 (5) 多言語機能別消防団防災研修 30千円 (消防課)

令和6年度に発足した多言語機能別消防団の団員等を対象に、避難所における被災者とのコミュニケーション方法など災害時における通訳技術に係る研修を実施し、共生社会における防災力の強化を図るもの

(6) 小型動力ポンプの更新 (消防課)

持ち運びが可能な小型動力ポンプを計画的に更新していくもの
〈積載車両〉 ・消防団車両1台(第2分団第3部)

(7) 応急手当の普及推進 2,857千円 (消防課)

各公共施設や外国籍住民が多い地域の児童館や飲食店に設置されているAED(自動体外式除細動器)や登録事業所の周知、拡大に努め、国籍を問わず、誰もがいつでも救命処置を実施できる環境を整備し、救命率の向上を図るもの

〈AED設置状況〉 ・設置数 35基(貸出用を含む)
・上記のうち、屋外設置 10基

※第1号公園、田代運動公園、三増公園、中津公民館、半原公民館、農村環境改善センター、六倉児童館、二井坂児童館、外国籍住民等経営店舗2店舗

(8) 救急高度化対策事業 2,845千円 (消防課)

救急救命士の研修や実習等へ職員を派遣し、救急処置技術の向上を図り、救命率の向上に努めるもの

〈派遣内容〉 再教育17人、就業前病院研修1人、気管挿管病院実習2人、ビデオ喉頭鏡病院実習2人、消防学校専科教育(救急科)1人

《3 防犯・交通安全対策》

(1) 犯罪被害者等支援事業 1,429千円 (住民協働課)

令和7年度に制定した犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図るため、様々な支援を実施するもの

●経済的支援

- ・遺族見舞金 支給額30万円
- ・重傷病見舞金 入院要件あり：支給額10万円、入院要件なし：支給額5万円
- ・性犯罪被害者見舞金 支給額5~10万円

●日常生活支援

- ・家事等サービス費用の助成
- ・配食サービス費用の助成
- ・一時保育(就学前の子)費用の助成
- ・一時預かり(小学校に就学中の子)費用の助成

●住居支援

- ・転居費用の助成
- ・緊急避難場所の提供

●相談支援

- ・法律相談
- ・カウンセリングの実施

(2) 住宅用防犯対策助成金

1,200 千円 (住民協働課)

凶悪な強盗事件などから町民の生命と財産を守るため、防犯対策に要した経費の一部を助成するもの

〈対象〉 防犯カメラ、センサー付きライト、録画機能付きインターホンなど

〈補助率〉 購入費用の2分の1(上限1万円)

(3) 安全・安心まちづくり対策事業

18,184 千円 (住民協働課)

- LED 防犯灯の増設
- 防犯カメラの更新
- 町内全域に設置した LED 防犯灯の維持管理
- 安全・安心まちづくりパトロールの実施
- 防犯活動の支援・啓発事業
 - ・防犯推進団体への助成、新入学児童への防犯ブザー配付、不審者情報メールの配信

(4) 交通安全対策事業

3,823 千円 (住民協働課)

- 交通安全施設整備、維持管理
 - ・道路反射鏡設置工事
 - ・道路区画線等設置工事
- 交通安全啓発事業
 - ・立て看板の設置、新入学児童用ランドセルカバー・新入園児用交通安全啓発プーチタオル等の配付
 - ・自転車交通安全教室
- 自転車用ヘルメット装着推進事業
 - 1人1,000円を上限として、自転車用ヘルメットの購入費を助成するもの
 - 〈助成対象〉 町内に住所を有する方(年齢不問)
- 交通安全推進大会の開催
 - 〈開催予定〉 令和8年11月14日(土)
 - 〈会場〉 文化会館
- 交通事故発生マップの活用
 - 町内で発生した交通事故を地図に落とし込み、身近な危険箇所を見える化することで、交通安全意識の高揚を図るもの

(5) 高齢者運転免許自主返納支援事業

42 千円 (高齢介護課)

加齢に伴う身体機能の低下等により運転に不安を感じるようになった高齢ドライバーの方が自主的に運転免許証を返納しやすい環境を整備するため、返納時に特典(バス利用券)の提供を行うもの

〈対象者〉 75歳以上の運転免許証返納者で返納から6か月以内の方

〈特典〉 町内循環バス回数券(5年間 毎年50枚)

◎環境に配慮した持続可能なまちづくりの推進

(1) 空き家対策推進事業

6,333 千円

(環境課)

●空き家除却に係る固定資産税等の減免

危険空き家等を解体・除却した場合に「固定資産税等の住宅用地特例」による軽減措置を受けられなくなることによる所有者の負担増を緩和するため、3 年間に限り固定資産税等の軽減措置を図るもの

●空き家バンク制度の推進

〈助成内容〉 ※いずれも費用の 1/2 を助成

- ・空き家改修（上限 30 万円）
- ・空き家取得（基本額 30 万円＋最大 40 万円を加算）
- ・空き家解体（上限 40 万円）

●空き家バンク登録奨励交付金

空き家バンク登録推進のため、登録物件所有者等に奨励金を交付するもの

〈助成内容〉 登録 1 件あたり 5 万円

●危険空き家等解体費補助金

〈補助率〉 1/2（上限 40 万円）

(2) 「ごみ処理広域化」の推進と「ごみ減量化・資源化」への取り組み

285,982 千円

(環境課)

●ごみ処理広域化の推進

- ・あつあいクリーンセンターでの可燃ごみ、粗大ごみの処理
- ・あつあいクリーンセンターまでの粗大ごみ等運搬業務委託
- ・厚木愛甲環境施設組合の施設運営費への負担

●ごみ減量化・資源化への取り組み内容

- ・一般社団法人 JBRC との協力による小型充電式電池のリサイクル活動の推進
- ・民間事業者と連携した宅配便活用のパソコン回収・リサイクル事業
- ・民間事業者と連携した不要物品買取り、**拡**譲渡によるリユース事業
- ・サントリーグループとの協定に基づくペットボトルの水平リサイクル「ボトル to ボトル」の推進
- ・「愛川キエーロ」などの生ごみ処理器購入への助成
(電動式の生ごみ処理機への助成を含む)
〈補助率〉 4/5（上限 1 万円）など

◎(3) 省エネ家電買替え購入費補助事業

10,000 千円

(環境課)

《令和 8 年 1 月補正予算（繰越明許費）》

温室効果ガスの削減と省エネルギー化を目的として、省エネ家電製品を町内の販売店等で買い替えた町民に費用の一部を補助するもの

〈対象家電〉 省エネ基準達成率 100%以上の一般家庭用のエアコン・冷蔵庫

〈助成額〉 1/2（1世帯につき上限5万円）

(4) 町有施設 E S C O 事業の推進

46,618 千円

(教育総務課・生涯学習課)

公共施設における電気使用量の削減による二酸化炭素排出量及び経費削減を目的として、民間事業者のノウハウを活用し、照明設備を省エネルギー型に更新する E S C O 事業を実施するもの

〈令和 8 年度実施施設〉【再掲】中津、高峰、中津第二小学校、中津児童クラブ

◎生活利便向上のための施策の推進

《1 生活交通の確保》

新 (1) 地域公共交通の検討 8,000 千円 (政策秘書課)

地域公共交通計画（計画期間：令和 8 年度～令和 12 年度）を基に、町内循環バスのダイヤやルート等の見直しについて法定協議会で検討を行うもの

(2) 町内循環バス運行事業 39,231 千円 (住民協働課・政策秘書課)

〈運行概要〉

- ・運行ルート 愛川・高峰ルート、中津東部・小沢ルート、中津西南部ルート
- ・運行日時 土日・祝日・年末年始を除く毎日、午前 6 時台から午後 7 時台まで
- ・運行回数 愛川・高峰ルート 6 便、中津方面各 5 便
- ・乗車料金 150 円/回（小児 50 円、未就学児は無料）

(3) 小田急多摩線延伸促進に向けた取り組み 102 千円 (政策秘書課)

相模原市、厚木市、愛川町、清川村の 4 市町村で構成する「小田急多摩線の延伸促進に関する連絡会」において、引き続き、延伸促進に向けた情報交換や調査研究を行うとともに、地域住民や企業、商工団体で組織する「愛川町小田急多摩線延伸促進協議会」への支援を行い、住民・企業・行政が一体となった誘致活動を展開するもの

《2 道路網の整備》

(1) 町内全域道路・橋りょう等整備事業 372,363 千円 (道路課)

〈整備工事 41 箇所他（主な整備工事は以下のとおり）〉

単位：m

No.	工事名	延長	幅員等
1	半原 101 号線歩道舗装打換工事	88	0.7～1.35
2	中津 106 号線舗装打換工事	85	8.0～9.0
3	一ツ井・箕輪上原 108 号線歩道改修工事	217.1	3.2
4	中津 112 号線歩道改修工事	140	2.5
5	下平・舘山 118 号線舗装打換工事	87	5.6～7.0
6	半原 204 号線歩道設置工事	220	1.6
7	角田 218 号線舗装打換工事	185	5.1
8	中津 223 号線舗装打換工事	46	2.2～3.3
9	中津 224 号線舗装打換工事	77.1	2.3～3.2
10	中津 226 号線舗装打換工事	145	3.4～4.4
11	中津 230 号線歩道整備工事	129.7	3.5
12	角田 1233 号線舗装打換工事	132	3.1～5.5
13	角田 1628 号線舗装打換工事	100	4.0～7.0
14	中津 2202・2225 号線舗装打換工事	146.3	2.7～3.3
15	中津 2540・2556 号線舗装工事	59.5	4.0
16	中津 2633・2673 号線改良工事	154.2	4.0～4.7
17	中津 2674 号線排水整備工事	34	3.1～4.7
18	中津 2769 号線舗装打換工事	90	3.1～4.7

No.	工 事 名	延 長	幅員等
19	中津 2824 号線舗装工事	24.5	2.8~4.8
20	中津 3148 号線舗装打換工事	220	4.6
21	中津 3412 号線排水改修工事	213.1	0.6
22	中津 3838 号線舗装打換工事	83	3.0~4.8
23	田代 6148 号線排水整備工事	65	3.0
24	半原 7349 号線排水整備工事	4.0	0.5
25	半原 7371 号線改良工事	134	4.7
26	半原 8134 号線改良工事	46.1	4.7
27	半原 8201 号線舗装打換工事	46	3.2~7.9
28	半原 8340 号線舗装打換工事	145	3.5~8.0
29	道路照明灯設置工事（半原 101 号線ほか）	—	N=10 基
30	【再掲】西原・後ヶ谷 102 号線災害予防工事		
31	【再掲】角田 1245 号線災害予防工事		
32	【再掲】角田 1304 号線災害予防工事		
33	【再掲】中津 3217 号線災害予防工事		
34	【再掲】急傾斜地崩壊対策県営事業負担金（半原日向地区）		

(2) 中津地内水道みち「パイパイロード」整備事業（道路課・農業委員会事務局）
第 2 号公園付近の水道みち中央分離帯に、パイパイヤを植栽し、憩いの空間とするもの

(3) 田代「館山」桜の名所づくりプロジェクト事業 1,100 千円（道路課）
町政 70 周年の節目の年から、官民連携の協働事業により田代「館山」が桜の名所となるよう、未来への景観づくりとして桜の植栽プロジェクトに引き続き取り組むもの

《3 上下水道の整備》

(1) 水道施設改良・防災対策事業 301,859 千円（水道事業所）

主な事業	内容等
戸倉浄水場浸水対策工事（電気設備）	中央監視盤の設置 第 4 水源の電気設備工事
災害用備品購入事業	設置型組立式給水タンク 3 台
無停電電源装置等修繕	細野浄水場、志田第 2 配水池の無停電電源装置等修繕
中津浄水場記録計更新	老朽化した記録計の更新
半原・田代地区減圧弁更新	馬場、上野原の減圧弁更新
中津・戸倉浄水場紫外線処理施設安定器等更新	安定器、強度センサーの更新
戸倉浄水場第 4 水源No.3 取水ポンプ更新	取水ポンプの更新
配水管整備改良工事	耐震性が向上した管への布設替等工事 （町内 4 箇所）

(2) 汚水処理施設等の適切な維持管理・防災対策事業 80,899 千円 (下水道課)

●ストックマネジメント計画に基づく設備更新

事業名	内容等
久保ポンプ場電気設備更新工事	引込開閉器盤、ブロウ現場操作盤、電灯分電盤の更新
マンホールポンプ場制御盤電気設備更新工事	内陸工業団地
マンホールポンプ更新工事	田代西原、下細野第1、下細野第2

●汚水管路カメラ等調査業務

管路の計画的な改築を行うため、カメラを用いた点検・調査を行うもの

〈調査箇所〉 ・県道 63 号相模原大磯線 他

汚水管 L=16,780m、マンホール蓋 100 箇所

新 ●ウォーターPPP 導入可能性調査業務

民間事業者のノウハウや創意工夫を活用して施設の管理や更新を行う、官民連携手法であるウォーターPPPの導入可能性調査を行うもの

新 ●下水道管渠耐震診断業務

避難所等の重要施設に接続する下水道管路及びポンプ場の汚水管を耐震化していくための耐震調査を行うもの

(3) 雨水対策事業の推進

235,532 千円 (下水道課)

近年の集中豪雨等による浸水被害を防止するため、雨水対策事業を推進するもの

事業名	延長 (m)
桜台排水区幹線水路整備工事	58
小沢排水区幹線水路整備工事	65

《4 まちづくりの推進》

新 (1) 中津工業団地第1号公園再整備事業

69,615 千円 (都市施設課)

都市計画公園としての機能の向上やスポーツ施設の充実を図るため令和6年度から10年度までの5年計画で整備を実施しているもの

8年度は経年劣化しているテニスコート4面の人工芝を張替えるほか、プールの廃止に伴い、跡地を駐車場等として整備するための実施設計を委託するもの

〈スケジュール〉

年度 内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
野球場 多目的広場	→				
屋外トイレ 防災倉庫		→			
テニスコート			→		
駐車場 ジョギングコース				→	

新 (2) 公園等配置適正化に向けた基本分析業務 (都市施設課)
公園等の配置適正化に向け、利用実態等の調査や人口分布等の既存データをGISにより可視化し、客観的・多角的な分析を行うもの

新 (3) 公開型GISの構築 (都市施設課)
都市計画情報等をインターネット上で閲覧できる公開型GISを構築することで、データを活用しやすい環境を整備するとともに、来庁に要する時間を短縮し、利用者の負担を軽減するもの
〈公開対象〉 都市計画基本図、ハザードマップ、下水道管網図等

新 (4) 道路境界確定図電子化事業 (道路課)
現在、紙ベースで管理している道路境界確定図について、検索・閲覧の効率化を通して窓口サービスの向上を図るため電子化するもの(令和8~9年度継続事業)

(5) 地籍調査事業 25,035千円 (道路課)
境界や面積などの土地に関する基礎的な情報を明確にする地籍調査を、春日台地区及び中津地区(字大塚前)を対象に実施するもの
〈事業内容〉
・一筆地調査・測量の実施、地籍簿案の作成、閲覧
春日台1丁目(第07計画区)約6ha
・一筆地調査の実施、地籍図原図作成
中津字大塚前(第08計画区)約6ha

◎まち・ひと・しごと創生に向けた取り組み

(1) 観光・産業連携拠点づくり事業

30,073 千円 (政策秘書課)

基本計画に基づき、新年度は基本設計業務を実施するもの
 本事業については、拠点整備事業を進めるための基本協定を締結した神奈川トヨタ自動車株式会社との官民協働を基本として推進するもの

<スケジュール>

内容	年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
設計				
工事 (建築・土木)				
供用開始				

(2) 移住・定住推進事業

3,189 千円 (政策秘書課)

●三世帯同居定住支援事業

若い世代(40歳未満の子世帯等)が三世帯同居を目的として、住宅取得・リフォームを行い、転入した場合にその一部を補助するもの

- <助成内容>
- ・住宅取得費用の1/2(上限50万円)
 - ・住宅リフォーム費用の1/2(上限40万円)

●移住定住促進スマートフォンサイト「ポケットに愛川」運営事業

町の魅力を網羅し、訪町を疑似体験できるセールスツール「ポケットに愛川」の効果的な運用を図り、シティセールスや移住定住を促進するもの

(3) ふるさと納税の推進

74,972 千円 (政策秘書課)

●企業版ふるさと納税の活用

町が行う地方創生事業の充実・強化を図るため、寄附を行った企業に税負担の軽減措置が与えられる「企業版ふるさと納税制度(地方創生応援税制)」を活用し、戦略的な財源確保を目指すもの

●ふるさと納税推進事業

「愛川ブランド」をはじめとした魅力的な町産品を発掘し、ポータルサイト等を通じて情報発信することで、地場産品の積極的なPRと財源確保を図るもの

◎共に創るまちづくりと行財政運営の効率化

新 (1) 総合計画・後期基本計画の策定 6,200 千円 (政策秘書課)

町政運営の基本となる「第 6 次愛川町総合計画」について、現行の「前期基本計画」の計画期間が令和 10 年度をもって終了することから、令和 11 年度から令和 16 年度までの 6 年間で計画期間とする「後期基本計画」を策定するもの

〈策定期間〉 令和8年度から令和10年度まで

〈業務内容〉 住民意識調査及び住民満足度調査の実施、基礎調査報告書の作成等

新 (2) 役場庁舎等あり方・機能等検討事業 13,080 千円 (管財契約課)

築 50 年を経過した本庁舎の建替えを検討するにあたり、将来の行政サービスのあり方や庁舎周辺施設の機能再編を含めた検討を行うため、立地や災害対応拠点としての機能、さらには、概算事業費、事業手法など、網羅的な調査を行い、今後の庁舎等の整備に向けた基礎資料を令和 9 年度にかけて作成するもの

拡 (3) 愛川ブランドPRアドバイザー事業 180 千円 (政策秘書課)

桜美林大学のゼミとの協働事業として、学生によるCM動画作成実習の題材を「愛川ブランド」とすることで、ブランドの知名度向上を図るもの

(4) 住民との協働事業の推進 1,608 千円 (住民協働課・関係各課)

●提案型協働事業

・子育て支援「寺子屋くすくすの木事業」(教育開発センター)

●まち美化アダプト事業

道路・公園等の除草、植栽などを町民公益活動団体と協働で推進するもの

●あいかわ町民活動応援事業

〈対象事業〉 公益活動団体が新たに行う公益的な事業

〈補助額〉 対象経費の 8/10 以内(上限 30 万円) ※1 事業につき 3 年まで

(5) 多文化共生の推進 10,623 千円 (住民協働課・環境課・商工観光課)

新 ●外国籍住民のための生活講座

外国籍住民の生活をサポートするため、日常生活における基礎的な情報を提供する講座を実施するもの

●ごみ・資源物収集カレンダーの作成・翻訳

〈対応言語〉 9言語(スペイン語・ポルトガル語・英語・中国語・タイ語・クメール語・タガログ語・ベトナム語・シンハラ語)

拡 ●ごみと資源の分別ガイドの翻訳

現在、6言語(スペイン語・ポルトガル語・英語・中国語・タイ語・クメール語)に翻訳されているが、新たにベトナム語への翻訳も実施するもの

●勤労祭野外フェスティバル

労働への感謝と勤労意欲を高めるため、内陸工業団地内の中央街路を歩行者天国にして、多彩なステージ発表のほか、ブラジルやペルー料理などの模擬店、サンバカーニバルや花火の打ち上げを実施するなど、国際色豊かな野外フェスティバルを開催するもの

(6) 平和事業の開催

251 千円 (住民協働課)

不安定な国際情勢の中、改めて戦争の悲惨さや平和の尊さを後世に伝えていくもの

- 〈開催内容〉
- 平和パネルの作成・展示の実施
広島平和記念資料館から「被爆体験証言者と高校生との共同制作による原爆の絵」の複製原画のデータの提供を受け、パネルを作製し、各公民館等で展示を実施
 - 平和資料館見学会、平和のまち絵画コンテストの開催

(7) 自治体 DX の推進

20,918 千円 (関係各課)

新 ● 愛川聖苑予約システムの導入

現在、電話により予約を受け付け、紙台帳で管理を行っている愛川聖苑の火葬炉と式場の予約について、スマートフォンやパソコンで 24 時間受付ができるよう、予約システムを導入・運用するもの

● eL-QR を活用した公金収納の開始

eL-QR (地方税統一QRコード) を活用し、利用者がパソコンやスマートフォンから税以外の公金 (介護保険料や後期高齢者医療保険料など) についても電子納付ができるよう対応を開始するもの

● 電子預貯金照会の開始

現在、滞納整理において、紙媒体により預金額等の調査をしているが、照会業務をオンライン化し、照会期間を短縮することで収納事務の効率化を図るもの

「地方消費税交付金」の増収分について

消費税率は平成26年4月に5%から8%に、令和元年10月には8%から10%に引き上げられましたが、これらの消費税率引き上げにより増収となった「地方消費税交付金」の増収分（5億7,800万円）については、全額を「社会保障関係経費」に充当し、その用途について明示することとされています。

本町では、次のとおり、障がい者、高齢者、児童福祉事業のほか、国保、後期、介護保険特別会計への繰出金などの財源の一部として活用しています。

単位：千円

区分	主な事業	8当初 予算額	財源の内訳			
			特定財源		一般財源	
			国・県 支出金	その他 特定財源	地方消費 税交付金	差引 一般財源
社会福祉事業	<ul style="list-style-type: none"> 一人暮らし高齢者世帯等水道料金助成事業 成年後見制度利用支援事業 町社会福祉団体補助金 	81,353	4,579	500	16,012	60,262
障がい者福祉事業	<ul style="list-style-type: none"> 障害者医療費助成事業 障害者介護給付・訓練等給付事業 自立支援医療費給付事業 	1,868,643	1,239,798	44,919	122,584	461,342
高齢者福祉事業	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者バスフリーバス乗車券購入費助成事業 敬老及び長寿夫妻祝金品支給事業 シルバー人材センター運営費補助金 	67,854	502	613	14,011	52,728
児童福祉事業	<ul style="list-style-type: none"> 施設型給付事業 地域型保育給付事業 子育てのための施設等利用給付事業 児童手当支給事業 小児医療費助成事業 	1,754,186	1,203,776	18,794	111,603	420,013
国民健康保険事業	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険特別会計繰出金 	384,807	156,117	6,000	46,749	175,941
後期高齢者医療事業	<ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療広域連合負担金 後期高齢者医療特別会計繰出金 後期高齢者健康診査事業 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業 	645,779	98,993	42,803	105,802	398,181
介護保険事業	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険特別会計繰出金 	527,824	25,431	0	105,468	396,925
医療体制確保事業	<ul style="list-style-type: none"> 救急医療業務運営事業 休日歯科診療業務運営事業 	29,030	108	0	6,072	22,850
疾病予防対策事業	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児等予防接種事業 高齢者インフルエンザ予防接種事業 带状疱疹ワクチン接種事業 生活習慣病検診事業 	216,823	9,401	10,731	41,291	155,400
母子保健事業	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健康診査経費 妊婦健康診査経費 	28,501	3,271	0	5,296	19,934
その他保健衛生事業	<ul style="list-style-type: none"> 健康づくり普及啓発事業 健康プラザ維持管理経費 	15,458	105	530	3,112	11,711
合計		5,620,258	2,742,081	124,890	578,000	2,175,287